

【平成 28 年 1 月 22 日】

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例について

大阪府では、「災害の防止」と「生活環境の保全」を目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を平成 26 年 12 月 26 日に、同施行規則を平成 27 年 4 月 3 日に制定され、**平成 27 年 7 月 1 日から施行**されています。

1. 本条例の目的

土砂埋立て等に関する府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。(条例第 1 条)。

2. 主な規制項目

- ①3,000 平方メートル以上の土砂埋立て等には許可が必要
- ②当該許可を得るためには、事前の周辺地域の住民への説明会の開催が必要
- ③災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要
- ④搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認の必要、並びに排水の水質検査を行う必要
- ⑤土地所有者の方は埋立て等の施工状況を定期的に確認する必要
- ⑥条例の規定に違反した場合、罰則（最高 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が適用

3. パンフレット、冊子、手引きなど

- ①大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例パンフレット
・ A 3 両面・二つ折り版
外側 [\[PDFファイル/159KB\]](#) 内側 [\[PDFファイル/145KB\]](#)
- ②土砂を発生させる方（発注者、請負者）向け冊子
土砂を発生させる方が、この条例の許可を受けた残土処分場等に土砂を搬入する場合に必要な事項をまとめた冊子です。 [\[PDFファイル/651KB\]](#)（全 24 ページ）
- ③大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に係る手続きフロー
事前協議および許可申請から許可後の手続きの流れを図表でご覧いただけます。
[\[PDFファイル/125KB\]](#)
- ④大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 申請等の手引き
[\[PDFファイル/4.45MB\]](#)（全 248 ページ）

上記掲載情報等は大阪府環境農林水産部 みどり推進室森づくり課 土砂対策グループにて作成された [大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例](#) を元に掲載しております。